

高齢者とその家族を支えます!

市では、在宅の高齢者とその家族が、安心して充実した生活が送れるよう、介護保険サービスでは補えない助成事業を実施しています。なお、いずれの事業も市役所または各支所での申請が必要です。

訪問理美容サービス事業

- 対象者
理美容店に行くことが困難な65歳以上の在宅の人で、次のいずれかの条件に該当する人
 - 1 寝たきりの人(常時臥床)
 - 2 認知症の人(日常生活の大半で他の人の介護が必要)
- 利用方法
助成券の交付を受けてから、指定理美容店を予約してご利用ください。申請書1枚につき3回分まで申請できます。
- 利用者負担 1回につき2,000円
- 利用限度 年6回程度まで

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

- 対象者 次のいずれかの条件に該当する人
 - 1 70歳以上の人
 - 2 身体障害者手帳(1・2級)、または療養手帳(A、A)の交付を受けている人
 - 3 60歳以上で身体障害者手帳(3級～6級)の交付を受けている人
- 利用方法
助成券の交付を受けてから、指定施術機関でご利用ください。
- 利用者負担
利用料金から1,000円を引いた残りの額
- 利用限度 年10回まで

配食サービス事業

- 対象者
高齢・心身の障がいや疾病などの理由で、食事の支度が困難な人で、次のいずれかの条件に該当する人
 - 1 おおむね65歳以上でひとり暮らしの人
 - 2 高齢者のみの世帯に属する人
 - 3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の医療受給証の交付を受けている人
- 利用者の負担 1食350円
- 利用限度 週7回以内
- 申請方法
持病、服薬、食生活などを聞き取りますので、できるだけ状態を把握してから申込窓口にお越しください。
※配食サービスは安否確認を兼ねています。配食時は必ず在宅し、食事を直接受け取ってください。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

- 対象者
寝具類の衛生管理が困難な次のいずれかの条件に該当する人
 - 1 おおむね65歳以上のひとり暮らしの人
 - 2 高齢者のみの世帯の人
 - 対象の寝具と利用者負担
- | | |
|-------------------|--------|
| 敷き布団・掛け布団・綿入れかいまき | 1枚200円 |
| 毛布 | 1枚100円 |
- ※追加料金がかかる場合があります。
 - 利用方法
利用券の交付を受けてから、指定のクリーニング店へ寝具類を持ち込んでください。
 - 利用限度 原則年2回まで

家族介護用品(紙おむつ等)支給事業

- 対象者
次のいずれかの条件に該当する人を在宅で介護している人
 - 1 申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている人
 - 2 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている人
 - 3 特定疾病該当者で65歳未満の介護保険認定者(要支援状態に該当するものを除く)
- ※入院・入所中でショートステイが月14日以上の場合は対象外です。
- ※介護者・被介護者のどちらも市内在住の人が対象です。
- 対象用品
紙おむつ、尿取りパット(軽失禁用は除く。)、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、防水シーツ、防水シート
- 利用方法
助成券の交付を受けてから、指定の販売店で介護用品を購入してください。
- 利用限度

次の要件すべてにあてはまる人 ・申請日現在65歳以上の人 ・要介護3以上の認定を受けている人 ・前年度の市民税が非課税の世帯に属する人	年間最大 75,000円分
上記以外の人	年間最大 60,000円分

※1,000円単位の助成券で、おつりは出ません。1,000円未満の端数分は現金でお支払いください。